

○津山圏域衛生処理組合公告式条例

昭和46年7月12日

津山圏域衛生処理組合条例第1号

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の原本)

第2条 条例を公布しようとするときは、原本に公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

(公布のための掲示)

第3条 条例の公布は、事務所前の掲示場に前条の原本の写を掲示することをもって行う。

(規則に関する準用)

第4条 第2条から第3条までの規定は、規則に準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。